

社会福祉法人邦知会 リバーサイド広沢
指定介護予防特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するリバーサイド広沢（以下「施設」という。）が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者（以下「支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供を行い、利用者の心身機能の向上を図るものとする。

2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 リバーサイド広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 介護職員 6名以上
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- 四 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

七 管理栄養士 1名以上

入所者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

八 歯科衛生士 1名以上

入居者の口腔ケア等に従事する。

(入居定員及び居室数)

第5条 指定介護予防特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 15人
- 二 居室数 個室15室

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、支援者を対象に、要支援者1の方10人に1人、要支援2の方3人に1人の割合で介護職員を配置し、介護・支援を提供する。

一 食 事

- 1 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとることを原則とする。

二 入 浴

- 1 入浴又は清拭を週2回以上行う。
- 2 要支援状態に合わせた入浴時の介助及び支援を行う。

三 排 泄

- 1 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。

四 機能訓練

- 1 介護及び看護職員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復及び向上を図るための訓練を実施する。

五 その他自立への支援

- 1 引きこもり防止のため、できる限り声かけや趣味活動を援助する。
- 2 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮する。
- 3 清潔で快適な生活が送れるよう、定期的な清掃や居室診断を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料等については、別表に定めるとおりとし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護居室は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、年二回避難・救出訓練等を実施するものとする。

(個人情報保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び

厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
 - 四 責任者の設置
- 2 事業所は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第16条 事業所は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 事業所は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- この規程は、平成20年4月1日より施行する。
- この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- この規程は、平成23年10月1日より施行する。
- この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成28年4月1日より施行する。
- この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表 第7条関係

利用料の額（指定介護予防特定施設入居者生活介護）

内 容	金 額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額
法定代理受領サービス 以外	オムツ代 250円／1日
	（特別な食事の費用）実費
	（日常生活上必要となる諸費用）実費